平成２１年（フ）第２５０号
富山市水橋畠等133番地１
破産者　亀澤　由松
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７０号
長野県須坂市大字亀倉203番地20
破産者　山﨑　春文
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３０号
最後の住所地群馬県利根郡みなかみ町大穴166番地１
破産者　被相続人亡手塚忠男相続財産
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成１９年（フ）第１００号
岩手県花巻市上町５番29号
破産者　株式会社誠山房
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２０年（フ）第２８３号
島根県雲南市大東町大東下分361番地
破産者　亡角屋商店こと　渡部司相続財産
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４号
東京都中野区大和町４丁目30番７号大久保荘201
破産者　中島　育美
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９７号
愛知県岡崎市針崎町字フロ15番地
破産者　中日鋼材株式会社
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５１８号
愛知県清須市清洲1828　ＭＹ松原東105、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字西安堵２番地の４
破産者　西川　道子
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１９号
愛知県清須市清洲1828　ＭＹ松原東105、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字西安堵２番地の４
破産者　西和商会こと　西川　政明
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３１号
愛知県小牧市中央３丁目52番地　ＴＨコーポ202号、開始決定時の住所愛知県小牧市東４丁目159番地
破産者　山口ツヤ子
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５６号
愛知県半田市岩滑中町４丁目８番地　コスモハイツ205号
破産者　浅井加代子
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９０３号
名古屋市千種区穂波町２丁目18番地
破産者　清水　正義
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４０号
愛知県知多市新舞子字西畑ケ46番地の10
破産者　政次　純一
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７２号
鳥取県鳥取市湖山町東５丁目361番地１サーパス湖山東905号、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南２丁目488番地
破産者　川田　丈夫
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９０号
山形県新庄市大手町２番21号
破産者　佐藤　幸一
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２２４号
長野県安曇野市豊科5943番地８
破産者　石井　雄二
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４７３号
長崎県長崎市本河内３丁目10番29―405号
破産者　中濵　好郎
１　決定年月日　平成22年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係